3　入札手続等
⑴　担当部局　中日本高速道路株式会社　八王子支社　総務企画部　契約課　〒192―8648　東京都八王子市宇津木町231　電話042―691―1171
⑵　入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法
①　交付期間　入札公告の日から令和４年１月７日（金）まで
②　交付方法　当社ホームページにデータをアップロードして交付する。
（ＵＲＬ：https://contract.c-nexco.co.jp/auction_info/）
入札公告及び入札に関する書類は訂正・取消をする場合があり、訂正・取消を行ったときは、当社ホームページに掲載する。
⑶　入札書の提出期間並びに提出場所及び方法
①　提出期間　入札公告の日から令和４年１月７日（金）までの土曜、日曜及び祝日を除く毎日午前10時から午後４時まで。
②　提出場所　上記⑴に同じ。
③　提出方法　上記⑴に持参または郵送すること。(書留郵便に限る。)
⑷　開札の日時及び場所
①　日時　令和４年１月31日（月）午前11時
②　場所　上記⑴に記載する八王子支社１階入札室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　本競争に参加を希望する者は、封印された入札書のほかに、競争に参加するために必要な証明書等（以下「証明書等」という。）を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、証明書等の内容に関する当社の照会について説明する義務を負うものとする。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格を有しない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書の作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると契約責任者が判断できる資料を添付して入札書を提出した入札者であって、電気需給単位毎の契約制限価格の範囲内で入札を行った者のうち最低価格の入札金額（総価）で行う。落札者は電気需給契約単位毎に決定するものとし、契約制限価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Yasuhiro Arai, Director General of Hachioji Branch, Central Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :
Electric power supply for 2 contracts.
Quantity of the products is as follows :
①　District1 (Hachioji Maintenance／Customer Service Center, Otsuki Maintenance／Customer Service Center, Kofu Maintenance／Customer Service Center)
Estimated annual electric power consumption : 40,228,675 kWh／year (50 places)
②　District2 (Matsumoto Maintenance／Customer Service Center)
Estimated annual electric power consumption : 10,958,866 kWh／year (15 places)
⑷　Delivery period : as in the tender documentation
⑸　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are those who shall :
①　Not come under Article 11 of the Central Nippon Expressway Company Limited regulation concerning the contract procedures.
②　Have been qualified through the examination of the documents submitted.
Submit the following documents before the deadline.
1）Copy of commercial registration
2）Company profile
3）Latest financial statements
4）Copy of certificate of tax payment within three months
③　Not be under suspension of registration by Director General of Hachioji Branch, Central Nippon Expressway Company Limited from the deadline for submission of tender documents till the date of bid opening.
④　Not have capital relationship and／or personnel relationship with other bidders.
⑤　Have registered as an electricity retailer in accordance with Article 2―1―3 of the Electricity Utilities Industry Law.
⑥　Have sales results of supplying electricity as an electricity retail in the past.
⑹　Time-limit for tender : 4 : 00 pm, 7 January 2022 (Tenders submitted by mail : 4 : 00 pm 7 January 2022)
⑺　Contact point for the notice : Contract Division, General Affairs and Corporate Strategy Department, Hachioji Branch, Central Nippon Expressway Company Limited, 231　Utsuki-machi,　Hachioji,　192―8648, Japan, TEL 042―691―1171

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年11月15日
契約責任者　西日本高速道路株式会社
中国支社　支社長　真　　伸行
◎調達機関番号　419　◎所在地番号　34
○第10号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　17
⑵　購入等借入件名及び数量　令和３年度　中国支社管内　交通管理用道路巡回車等購入
交通管理用道路巡回車　15台
車載標識装置（Ａ）　１基
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　契約締結日の翌日から270日間
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた税抜き額を記載すること。なお、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した金額）をもって契約金額とする。
⑺　本調達は、入札前価格見積方式の対象調達である。本方式の詳細は、入札前価格見積方式に関する注意事項による。
2　競争参加資格
⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　維持管理役務、物品・役務及び労働者派遣における取引停止事務処理要領（平成21年要領第150号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。
⑶　競争参加資格確認申請書の提出時に過去３ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３、その３の２、その３の３のいずれか））の写しを提出できる者であること。
⑷　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑸　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係
Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。
②　以下のいずれかの場合に該当する人的関係
Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。
⑴　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。
ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役